

光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱

平成28年10月31日

告示第163号

(趣旨)

第1条 この告示は、都市部に比較して人口減少及び高齢化・過疎化が著しい周辺地域において、光市空き家情報バンク制度要綱（平成27年光市告示第108号）第2条第3号に規定する光市空き家情報バンク制度（以下「バンク制度」という。）への登録促進及び移住希望者の円滑な移住を図るため、同要綱第6条に規定する登録空き家（以下「物件」という。）の改修（以下「改修」という。）又は家財の撤去及び処分（以下「家財撤去」という。）に要する経費の一部を補助することに關し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象物件)

第2条 空き家改修等助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかの区域に所在する物件であること。
 - ア 中山間地域（牛島地区並びに昭和25年2月1日における熊毛郡大和村及び周防村の区域をいう。）
 - イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定による市街化調整区域
- (2) バンク制度を介して賃貸借契約又は売買契約（以下「対象契約」という。）を締結していること。
- (3) 対象契約の締結日から1年以内であること。
- (4) 物件への入居者が第13条に規定する完了報告日までに本市に転入し、かつ、本市に定住する意思があるもの（以下「転入者」という。）であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象物件への入居者等であって、次の表の左欄に掲げる事業の種類に応じ、賃貸借契約にあっては同表中欄に掲げる者、売買契約にあっては同表右欄に掲げる者とする。

事業の種類	賃貸借契約における補助対象者	売買契約における補助対象者
改修	光市空き家情報バンク制度要綱 第8条に規定する利用希望登録者 のうち、転入者又は同要綱第5 条に規定する空き家登録者（以下 「所有者」という。）	転入者
家財撤去	転入者又は所有者	転入者又は所有者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 所有者の3親等以内の親族である転入者
 - (2) 転入者の3親等以内の親族である所有者
 - (3) 市税等の滞納者
 - (4) 光市暴力団排除条例（平成23年光市条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等
- （補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、対象契約の締結後に市が実施している他の補助等を活用して行っている、又は行った改修又は家財撤去を除く。

2 補助対象事業は、第8条の規定により交付を決定した日の属する年度と同一の年度内に完了するものでなければならない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）と

する。ただし、国や県等からの補助を受ける場合は、補助対象経費から当該補助の額を差し引いた額とする。

(補助金の額及び補助限度額)

第6条 補助金の額及び補助限度額は、次の表の左欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

事業の種類	補助金の額	補助限度額
改修	補助対象経費の2分の1に相当する金額	25万円
家財撤去	補助対象経費の2分の1に相当する金額	5万円

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付は予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、空き家改修等助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、交付することを決定し、空き家改修等助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助対象者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 補助対象事業の着手は、前条の規定による交付決定の日以後に行わなければならない。

(事業内容の変更及び変更交付決定)

第10条 補助対象者は、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、空き家改修等助成事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があった場合において、その内容

を審査し、補助金の交付変更が適当であると認めるときは、空き家改修等助成事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（変更事業の着手）

第11条 補助対象事業の内容を変更しようとする場合の事業の着手は、前条第2項の規定による変更交付の決定後に行わなければならない。

（事業の中止）

第12条 補助対象者は、第8条又は第10条第2項の規定による交付決定を受けた後に、補助対象事業を中止しようとするときは、空き家改修等助成事業中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第13条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日以内又は第8条の規定による交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日に、空き家改修等助成事業完了報告書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による完了報告があったときは、その内容の審査及び交付すべき補助金の額の確定を行い、空き家改修等助成事業補助金確定通知書（様式第7号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受け、当該補助金の請求をしようとする補助対象者は、空き家改修等助成事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求があったときは、当該補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象物件又は補助対象者について1回限りとする。

(補助金の取消し)

第17条 市長は、第8条の規定による交付決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。この場合において、補助対象者が所有者であるときは、第4号の規定は適用しない。

(1) 補助対象事業の内容が第4条に規定する要件に該当しないこととなつたとき。

(2) 不正な手段により補助金を受けたとき。

(3) 補助金交付後2年以内に当該物件を利用希望登録者以外の者に売却又は譲渡したとき。

(4) 補助金交付後2年以内に市外に転出したとき。

2 前項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定があった後及び前条の規定による補助金の交付がされた後においても適用する。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第2項の規定により、既に補助金を交付した後に交付決定を取り消したときは、当該補助金の交付を受けた補助対象者に対して空き家改修等助成事業補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第101号）

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第7条の規定により交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第24号）

この告示は、令和3年3月2日から施行する。ただし、様式第1号、同様式別紙1－2、様式第3号、様式第5号、様式第6号及び様式第8号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業の種類	補助対象事業
改修	<p>市内に事業所を有する施工業者（以下「施工業者」という。）が行う居住に要するための改修工事であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 既存住宅の増築・改築工事(2) 浴室、台所、洗面所、トイレの改修等(3) 給水・排水設備工事(4) ガス・給湯設備工事(5) 電気設備工事(6) 屋根の葺替え、塗装、防水工事(7) 外壁の張替え、塗装工事(8) 部屋の間仕切りの変更、新設工事(9) 床、内壁、天井の張替え等内装工事(10) ふすま、障子の張替え、畳の取替え(11) その他市長が必要と認めるもの
家財撤去	施工業者が行う居住に要する家財の撤去及び処分に関する業務

様式第1号(第7条関係)

空き家改修等助成事業補助金交付申請書

年 月 日

光市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円

施工業者	住 所	
	名称又は氏名	電話
事業内容		
見積金額	金	円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)
実施予定期間	年 月 日	～ 年 月 日
転入予定期間	年 月 日	(光市に住所を有しない方の場合のみ記入)

※ 施工業者が2者以上の場合には様式第1号別紙1-1に記入すること。

【添付書類】

1 改修

- (1) 改修に係る費用の明細書及び見積書の写し (数量が明記され、補助対象事業とその他の部分を分けたもので、施工業者の記名、押印があるものに限る。)
- (2) 改修前の現場写真 (住宅の全景、改修箇所等)
- (3) 誓約書兼補助の要件を審査するために確認する必要のある個人情報に関する調査同意書 (様式第1号別紙1-2)
- (4) 市税等の完納証明書 (入居者が申請する場合は、光市に転入する前の住所地及び光市における証明。所有者が申請する場合は、現住所地及び光市における証明)
- (5) 売買又は賃貸借契約書の写し
- (6) 所有者の同意が得られたことを証明する書類 (賃貸物件の入居者が申請する場合)
- (7) 物件の入居者の住民票 (申請時に入居者が光市に転入している場合)

2 家財撤去

- (1) 撤去又は処分に係る費用の明細書及び見積書の写し
- (2) 撤去又は処分を要する居住部分の室内の写真
- (3) 誓約書兼補助の要件を審査するために確認する必要のある個人情報に関する調査同意書 (様式第1号別紙1-2)
- (4) 市税等の完納証明書 (入居者が申請する場合は、光市に転入する前の住所地及び光市における証明。所有者が申請する場合は、現住所地及び光市における証明)
- (5) 売買又は賃貸借契約書の写し
- (6) 所有者の同意が得られたことを証明する書類 (賃貸物件の入居者が申請する場合)
- (7) 物件の入居者の住民票 (申請時に入居者が光市に転入している場合)

様式第1号別紙1-1

施工業者	住 所		
	名称又は 氏 名	電話	
事業内容			
見 積 金 額	金	円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)	
実 施 予 定 期 間	年 月 日	～	年 月 日

施工業者	住 所		
	名称又は 氏 名	電話	
事業内容			
見 積 金 額	金	円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)	
実 施 予 定 期 間	年 月 日	～	年 月 日

施工業者	住 所		
	名称又は 氏 名	電話	
事業内容			
見 積 金 額	金	円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)	
実 施 予 定 期 間	年 月 日	～	年 月 日

施工業者	住 所		
	名称又は 氏 名	電話	
事業内容			
見 積 金 額	金	円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)	
実 施 予 定 期 間	年 月 日	～	年 月 日

様式第1号別紙1－2

誓約書兼補助の要件を審査するために確認する必要のある個人情報に関する調査同意書

私は、空き家改修等助成事業補助金の交付申請に際し、下記の事項について誓約するとともに、補助要件を審査するために調査されることに同意します。

記

- 1 申請書記載事項に偽りはありません。
- 2 申請する事業の完了報告を行う日までに物件の入居者が光市に転入すること。
- 3 物件の所有者と入居者が3親等以内の親族でないこと。
- 4 光市暴力団排除条例（平成23年光市条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- 5 物件の所有者であること。（物件の所有者が申請する場合に限る。）
- 6 申請する事業を行う物件について、次に掲げる市で実施している他の補助等を受けていないこと。
 - (1) 光市重度障害者等住宅改修費
 - (2) 光市浄化槽設置整備事業補助金
 - (3) 光市住宅・建築物耐震化促進事業補助金
 - (4) その他

年 月 日

光市長 様

住 所

氏 名

様式第2号(第8条関係)

空き家改修等助成事業補助金交付決定通知書

指令第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった空き家改修等助成事業補助金については、光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

光市長 印

記

補助金交付決定額 金 円

※ 以下の事項に注意してください。

- 1 物件の入居者について、申請時に光市に住民票がない場合は、光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第13条に規定する完了報告の日までに光市に転入する必要があります。
- 2 事業完了報告書の提出期限は、事業が完了した日から起算して30日以内又はこの交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日です。
- 3 光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第17条及び第18条の規定に基づき、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。

様式第3号(第10条関係)

空き家改修等助成事業補助金変更交付申請書

年 月 日

光市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった空き家改修等助成事業補助金について、補助対象事業の内容を変更したいので、光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施工業者名称又は氏名	
変更後の事業内容	
変更後の事業見積金額	金 円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)
変更後事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※ 変更に係る施工業者が2者以上のは場合は様式第1号別紙1-1に、補助金交付申請時より施工業者が増える場合は様式第3号別紙に記入すること。

【添付書類】

- 1 変更後の事業見積書又はその写し (数量が明記され、補助対象事業とその他の部分を分けたもので、施工業者の記名、押印があるものに限る。)
- 2 変更後の事業実施前の現場写真 (物件の全景、変更部分の改修箇所等)
- 3 変更に係る所有者の同意が得られたことを証明する書類 (賃貸物件の入居者が申請する場合)
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第3号別紙

施工業者名称又は氏名	
変更後の事業内容	
変更後の事業見積金額	金 円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)
変更後事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

施工業者名称又は氏名	
変更後の事業内容	
変更後の事業見積金額	金 円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)
変更後事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

施工業者名称又は氏名	
変更後の事業内容	
変更後の事業見積金額	金 円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)
変更後事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

施工業者名称又は氏名	
変更後の事業内容	
変更後の事業見積金額	金 円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)
変更後事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第4号(第10条関係)

空き家改修等助成事業補助金変更交付決定通知書

指令第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で変更交付申請のあった空き家改修等助成事業補助金については、光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

光市長 印

記

変更後補助金交付決定額 金_____円
(変更前補助金交付決定額 金_____円)

- ※ 以下の事項に注意してください。
- 事業完了報告書の提出期限は、事業が完了した日から起算して30日以内又はこの交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日です。
 - 光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第17条及び第18条の規定に基づき、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。

様式第5号(第12条関係)

空き家改修等助成事業中止届

年 月 日

光市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日 付け 第 号で交付決定のあった空き家改修等助成事業補助金について、補助対象事業を中止したので、光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業の中止理由	
事業中止決定日	年 月 日

様式第6号(第13条関係)

空き家改修等助成事業完了報告書

年 月 日

光市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付け 第 号で(変更)交付決定のあった空き家改修等助成事業補助金について、補助対象事業を完了したので、光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

施工業者	住 所	
	名称又は 氏 名	電話
事 業 の 内 容		
事 業 実 施 金 額	金	円(消費税及び地方消費税を除いた金額)
事 業 実 施 期 間	年 月 日	～ 年 月 日
転 入 日	年 月 日	

※ 施工業者が2者以上の場合には様式第6号別紙に記入すること。

※ 転入日は、補助金交付申請日において、光市に住所を有してなかつた場合のみ記入

【添付書類】

- 1 領収書の写し
- 2 事業完了後の現場写真(物件の全景、改修箇所等)
(写真是、事業実施前の写真と比べて、事業を実施したことが分かるように撮影してください。)
- 3 物件の入居者の住民票(補助金交付申請時に入居者が光市に転入していない場合)

様式第6号別紙

施工業者	住 所	
	名称又は 氏 名	電話
事 業 の 内 容		
事 業 実 施 金 額	金 円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)	
事 業 実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	

施工業者	住 所	
	名称又は 氏 名	電話
事 業 の 内 容		
事 業 実 施 金 額	金 円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)	
事 業 実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	

施工業者	住 所	
	名称又は 氏 名	電話
事 業 の 内 容		
事 業 実 施 金 額	金 円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)	
事 業 実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	

施工業者	住 所	
	名称又は 氏 名	電話
事 業 の 内 容		
事 業 実 施 金 額	金 円 (消費税及び地方消費税を除いた金額)	
事 業 実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	

様式第7号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

光市長 印

空き家改修等助成事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった空き家改修等助成事業補助金については、
光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の
額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

様式第8号(第15条関係)

空き家改修等助成事業補助金交付請求書

年 月 日

光市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日 付け 第 号で額の確定があった補助金について、
光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

(補助金振込み金融機関名)

金融機関名	
本・支店名	本店 支店
預金種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第9号(第18条関係)

達第 号

住 所

氏 名

空き家改修等助成事業補助金返還命令書

空き家改修等助成事業補助金について、光市空き家改修等助成事業補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

光市長

印

記

補 助 年 度	年度
事業内容	
返還命令額	円
返還理由	
返還期限	年 月 日 まで
返還方法	
交付決定額	円
交付確定額	円